

## 「とよのまつり」出店者ほか募集

恒例の「とよのまつり」は11月11日（日）に第2総合駐車場（吉川支所東側）をメイン会場として開催します。

当日の会場での出店、ステージイベントでの出演者、フリーマーケットの参加者を次のとおり募集しますので興味のある方はぜひ申し込んでください。

詳細は町ホームページに掲載の募集要項をご覧ください。また、農林商工課および西公民館でも配布しています。みんなで、とよのまつりを盛り上げよう！

### 【会場出店】

**出店場所**＝第2総合駐車場（予定） **募集区画**＝30区画程度（予定）

**￥**＝1区画3,000円～（広さによって変わります。） **締**＝8月30日（木）

### 【フリーマーケット】

**出店場所**＝保健福祉センター周辺（予定） **募集区画**＝30区画程度（間口3m×奥行2mほか）

**￥**＝1区画 1,000円 **締**＝9月28日（金）

### 【ステージ出演】

**資格**＝プロ、アマ問いません **募集数**＝2組程度

**￥**＝無料 **締**＝8月30日（木）

※いずれも応募多数の場合などは、調整いたします。

**申・問**＝とよのまつり実行委員会事務局（農林商工課内） ☎739-3424

## ゆるキャラグランプリ 2018

### とよのん5回目の挑戦！ 応援よろしくお願いします！

今年もゆるキャラ®グランプリ2018の投票が始まります。とよのんに**1日1票**の応援をよろしくお願ひします。

**投票期間**＝8月1日（水）～11月9日（金）

**投票方法**＝ゆるキャラグランプリ公式サイト

（<http://www.yurugp.jp/>）よりIDを登録し、投票してください。



QRコードからも  
アクセスできるよ！



**問**＝秘書政策課 ☎739-3413

## 第3回 高山右近夫妻花嫁行列の 参加者募集

美しい和服で着飾って、右近夫妻の生誕地を巡る花嫁行列に参加してみませんか。

右近夫妻、腰元、鉄砲隊、槍隊、荷車引きなどに扮して、豊能町の自然の中を練り歩きます。

**花嫁行列開催日**＝9月30日（日）

**募集役**＝高山右近、志野、神父、腰元、槍隊、鉄砲隊、荷車引き など

子どもは稚児役で保護者同伴に限ります。

その他、上記以外の役でも自由に参加できますが、衣装の準備は各自でお願いします。

**締**＝8月30日（木）

**申**＝希望の役柄、氏名、身長、住所、生年月日、電話番号、FAX番号を記入のうえ、下記までFAXで申し込んでください。

※本年度は、初めて参加される方を優先する予定です。参加希望者が多い場合には、抽選とします。

また、当日撮影した写真を使用させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

その他、詳細はお問い合わせください。

**問**＝山崎明夫（主催：高山右近夫妻顕彰会実行委員会）

☎090-9055-0791 FAX 739-1976

# 平成30年度からの国民健康保険制度の改正のお知らせ

医療費の自己負担が高額になったとき、限度額を超えた分が高額療養費として支給される制度について、世代間の医療費負担の公平を図るため70歳以上75歳未満の方の所得区分と限度額が平成30年8月から一部変更されます。

◎平成30年8月からの変更点

1. 「現役並み所得者」区分の細分化と自己負担限度額の引き上げ
2. 「一般」区分の外来について自己負担限度額の引き上げ

## 70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額(月額)

平成30年7月まで

所得区分	自己負担限度額(月額)	
	外来(個人単位) A	外来+入院(世帯単位) B
現役並み所得者 <sup>※1</sup>	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <sup>※5</sup>
一般 <sup>※2</sup>	14,000円 (8月~翌年7月の年間限度額144,000円)	57,600円 <sup>※5</sup>
低所得者Ⅱ <sup>※3</sup>	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ <sup>※4</sup>		15,000円

平成30年8月から

所得区分	自己負担限度額(月額)	
	外来(個人単位) A	外来+入院(世帯単位) B
現役並み所得者Ⅲ (住民税課税所得 690万円以上)	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <sup>※6</sup>	
現役並み所得者Ⅱ (住民税課税所得 380万円以上)	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <sup>※7</sup>	
現役並み所得者Ⅰ (住民税課税所得 145万円以上)	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <sup>※5</sup>	
一般 <sup>※2</sup>	18,000円 (8月~翌年7月の年間限度額144,000円)	57,600円 <sup>※5</sup>
低所得者Ⅱ <sup>※3</sup>	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ <sup>※4</sup>		15,000円

- ※1 住民税課税所得145万円以上の方などで、医療費の自己負担割合が3割の方。
  - ※2 住民税課税所得145万円未満で、医療費の自己負担割合が2割または1割の方。
  - ※3 住民税非課税世帯で、低所得者Ⅰ以外の方。
  - ※4 住民税非課税世帯で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方。(ただし、公的年金等控除額は80万円として計算)
  - ※5 過去12か月以内にBの限度額を超えた支給が4回以上あった場合(多数回該当)、4回目以降は44,400円。
  - ※6 過去12か月以内にBの限度額を超えた支給が4回以上あった場合(多数回該当)、4回目以降は140,100円。
  - ※7 過去12か月以内にBの限度額を超えた支給が4回以上あった場合(多数回該当)、4回目以降は93,000円。
- 平成30年8月から、「現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ」の方は、「限度額適用認定証」が必要となりますので、国民健康保険担当窓口へ申請してください。

問=保険課(国保) ☎739-3422

## 豊能町国民健康保険加入者の皆さまへ

# 人間ドック受診費用の一部を助成します

生活習慣病をはじめとする疾病予防、早期発見および早期治療を推進するため、平成30年9月より、特定健康診査の全ての検査項目を含む人間ドックの受診費用の一部の助成を開始します。特定健康診査の代わりに人間ドックを受診する方は、ご利用ください。

●要件 次の(1)～(6)すべてに該当する豊能町国民健康保険加入者が対象です。

- (1)平成30年9月1日から11月30日に人間ドックを受診された方
- (2)同じ年度内において、特定健康診査を受診していない方
- (3)人間ドック受診日において40歳以上74歳以下の方
- (4)申請日において、納期限到来の国民健康保険税を完納している世帯に属する方
- (5)同じ年度内において、人間ドック助成金の交付を受けていない方
- (6)人間ドックの検査結果の写しを提出し、特定保健指導及びその他の保健事業の対象者となった場合、当該保健事業を受けることに同意する方

●助成金額 13,000円 ※医療機関等での支払額が13,000円を下回る場合は、その支払額が上限となります。

申請方法などの詳細は、広報とよの9月号をご覧ください。

申・問=保険課 ☎739-3422



## 案内一般

### 町議会 6月定例会議 (6月4日～6日)

町長が提出し、議決等された案件および主な内容は次のとおりです。

#### ○専決処分の報告の件(豊能町税条例改正の件)

地方税法等の一部を改正する法律による地方税法等の改正に伴い、内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例に係る規定の整備など所要の改正を行うものです。

#### ○専決処分の報告の件(豊能町国民健康保険条例改正の件)

地方税法施行令等の一部を改正する政令による地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を引き上げるなど所要の改正を行うものです。

#### ○専決処分の報告の件(平成29年度豊能町一般会計補正予算の件)(第8回)

既定の歳入歳出予算の総額に1270万2千円を増額し、予算の総額を67億3082万7千円とするものです。歳出の内容は、寄付金や利子を基金に積み立てるものです。

#### ○平成29年度豊能町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件

戸知山調整池浚渫土砂等撤去事業および吉川消防分団詰所等移転新築事業

について、平成29年度に事業が完了できなかったため、同年度に執行した諸費用を除く額を平成30年度に繰り越すものです。

#### ○平成29年度豊能町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件

消防分団詰所予定地下水道整備事業について、平成29年度に事業が完了できなかったため、全額を平成30年度に繰り越すものです。

#### ○豊能町税条例改正の件

生産性向上特別措置法に基づく認定先端設備等導入計画に従って中小企業者などが取得した償却資産に係る固定資産税の特例措置を定めるものです。

#### ○豊能町家庭の保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、代替保育の提供に係る連携施設の確保等について、一定の要件を満たすと認められる場合には、小規模保育事業A型事業者などを確保することにより、連携施設を確保することに代えることができるなど所要の改正を行うものです。

#### ○豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、放課後児童支援員の資格の要件の拡大など

を行うものです。

#### ○豊能町介護保険条例改正の件

介護保険法施行令の改正に伴い、介護保険条例において引用する同令の条項を変更するものです。

#### ○損害賠償請求に係る訴えの提起について

木代地内で行った採石行為および残土搬入行為に関し、町有財産の毀損および債務不履行により生じた損害金5723万5680円およびこれに対する平成29年12月27日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いを求めるとの訴えです。

#### ○平成30年度豊能町一般会計補正予算の件(第1回)

既定の歳入歳出予算の総額に5900万8千円を増額し、予算の総額を65億8090万8千円とするものです。歳出の主なものは、前記「損害賠償請求に係る訴えの提起について」に係る訴訟費用、本庁舎空調機改修工事実施設計委託業務への予備費充当です。

問Ⅱ総務課 ☎7391-3415

### 個人事業税のお知らせ

個人事業税第1期分の納期限は、8月31日(金)です。期限内に納めていただくよう、よろしくお願いたします。

8月に第1期分および第2期分の納付書をまとめて送付します(口座振替ご利用の方を除きます)ので、納付時には、お間違いのないようご注意ください。

※年間の税額が1万円以下の場合、第2期分の納付書はありません。

※納付には、便利で安心・安全な口座振替制度をご利用ください。

※個人事業税の納付用紙のうち、コンビニエンスストア収納用のバーコードが印刷されたもの(30万円以下のもの)については、以下の全国のコンビニエンスストアで納めることができます。

サークルK、サンクス、セブン・イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ミニストップ、ヤマザキスペシャリストアー、ローソン、MMK設置店(五十音順)

問Ⅱ大阪府豊能府税事務所 ☎752-4111

## 介護サービスの利用者負担割合が変わりました

利用者負担については、これまで1割または2割としていましたが、現役並みに所得のある方については8月から3割に引き上げとなりました。

要支援・要介護認定を受けている被保険者の方および総合事業対象者の被保険者の方に、各目の負担割合(1割、2割または3割)を記載した「介護保険負担割合証」を順次送付しております。

介護サービスを利用される際に、「介護保険負担割合証」が必要になりますので、介護保険被保険者証と併せてサービス提供事業所に提示してください。

## 利用者負担割合の要件(8月から)

第1号被保険者 (65歳以上の方)	以下の①②両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他の合計所得金額が単身は340万円以上、2人以上は463万円以上	3割
	3割の対象とならないで、以下の①②両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他の合計所得金額が単身は280万円以上、2人以上は346万円以上	2割
	上記以外の場合	1割

※第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)、市区町村住民税非課税の方、生活保護受給者は一律1割負担です。

問Ⅱ 保険課(介護) ☎ 7309-3421

## 特別障がい者手当・障がい児福祉手当・経過期的福祉手当の現況届について

現在、特別障がい者手当、障がい児福祉手当、経過期的福祉手当を受給している方は、受給資格確認のために現況届(所得状況届を含む)の提出が必要です。現況届に必要な書類を送付しますので、必ず提出してください。

現況届が未提出の方は、提出するまでの間、手当を差し止めることがあります。

期間Ⅱ 8月1日(水)～8月20日(月)  
提出先Ⅱ 福祉課または吉川支所

問Ⅱ 大阪府池田市子ども家庭センター生活福祉課 ☎ 752-02007

	特別障がい者手当 月額26,940円	障がい児福祉手当 月額14,650円
支給対象	満20歳以上の在宅の方で、身体または精神に著しく重度で永続する障がい(知的障がいを含む)があるため、日常生活に常時特別の介護を必要とする方	満20歳未満の在宅の方で、身体または精神に重度で永続する障がい(知的障がいを含む)があるため、日常生活に常時の介護を必要とする方
支給制限	①病院等に3カ月を超えて入院している方 ②施設に入所している方 ③本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定金額以上ある方	①障害年金などの障がいを支給理由とする年金を受給されている方 ②施設に入所している方 ③本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定金額以上ある方

## 心の輪を広げる体験作文・障がい者週間のポスター募集

あなたの素直な気持ちを伝えませんか?

障がいのある人となない人との心のふれあいの体験を綴った作文や、障がい者への理解を促進するポスターを募集しています。入賞者には、賞状などを贈呈します。

作文Ⅱ 400字詰め原稿用紙(縦書き)で小・中学生は2～4枚、高校生・一般は4～6枚

※点字や電子メールでの応募も可  
ポスターⅡ 小・中学生のみ。B3画用紙または四つ切りサイズ画用紙(縦長のみ)  
締Ⅱ 9月5日(水)

応募方法Ⅱ 左記へ郵送(9月5日の当日消印有効)または持参

※ただし、土・日・祝日は持参による受付は行いません。  
申・問Ⅱ 〒540-8570

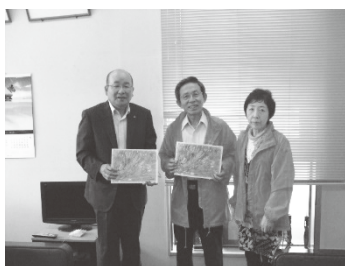
大阪市中央区大手前3丁目2番12号  
大阪府福祉部障がい福祉室

障がい福祉企画課権利擁護グループ  
☎ 06-6941-0351(内線2481)

詳細は、ホームページをご覧ください。  
(http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syougai-info/h30sakubunposuta.html)

## 創作絵本の寄贈

池田市在住の西 義史様より創作絵本「ジコクからの天女さま」を寄贈いただきました。各校園・各施設に配布し活用させていただきます。誠にありがとうございました。



問Ⅱ 教育支援課 ☎ 7309-3427

## 寄附

図書館に 岡 潤一様より  
液晶カラーテレビ 1台  
あたたかいご厚意、ご協力、誠にありがとうございました。

